

令和6年度八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣による農作物の被害防止を図るため、農業者が農地へ電気柵を設置する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥獣 農作物に被害を及ぼす野生動物（ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン等）をいう。
- (2) 農業者 生業として農業生産を行う者で、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人をいう。
- (3) 農地 農業者が生業として農業生産を行う権限を有する市内の田及び畑をいう。

(補助対象事業者等)

第3条 補助対象事業者及び補助金の交付対象となる電気柵の要件については、別表1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気柵の資材購入に要する経費（消費税、地方消費税、送料及び諸経費を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）又は8万円のいずれか低い額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象経費について国、他の地方公共団体等により補助がされる場合において、当該補助の金額と同項の規定により算出した補助金の額との合計額が補助対象経費の合計額を超えるときは、補助金の額は、同項の規定により算出する補助金の額からその超える額を控除した額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。
- 4 補助金の交付は、1世帯又は1法人につき1回までとする。

(補助金の交付申請の受付)

第5条 補助金の交付申請の受付は、令和6年8月1日から開始し、令和7年1月31日で終了する。

- 2 補助金の交付申請に係る受付は、当該年度の予算の範囲内で行うこととし、予算残額が8万円未満となった場合は、前項の規定にかかわらず、受付を終了するものとする。
- 3 補助金の交付申請は、受付順に整理するものとする。ただし、郵送による申請の場合

には、交付申請書が八戸市庁に到着した日を受付日とする。

- 4 前項ただし書の場合において、交付申請書が八戸市庁に到着した日が休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、受付日その日後においてその日に最も近い休日以外の日とする。
- 5 予算残額が8万円未満となった日に複数の交付申請を受け付けた場合には、当該日の受付に係る交付申請者の中から抽選を行い、交付申請を受理する者を決定する。

（交付申請）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 農業者を確認することができる書類として別表2に掲げるもの
- (2) 農地を確認することができる書類として別表3に掲げるもの
- (3) 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第2号様式）
- (4) 収支予算書（別記第3号様式）
- (5) 補助対象経費が分かる見積書等の写し
- (6) 設置する電気柵の形状、構造等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
- (7) 電気柵を設置する農地の位置図
- (8) 世帯全員の住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 規則第5条による通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは補助金を交付しないことを決定し、補助金交付不決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第8条 補助対象事業者は、補助金交付決定後から令和7年2月28日までの間に電気柵の設置を行い、補助事業を完了しなければならない。

2 電気柵を設置し、補助対象経費の支払を完了した日を補助事業の完了日とする。

（補助事業等の変更の届出）

第9条 規則第7条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、変更等承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の補助事業の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付額の範囲内とする。

3 市長は第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更等を承認したときは、変更承認書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書は、別記第8号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書（別記第9号様式）
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (3) 電気柵の保証書又は納品書の写し
- (4) 設置が適正にされたことを証する写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第12条 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、補助金請求書（別記第11号様式）による補助対象事業者からの請求に基づき、交付する。

(協力)

第13条 補助対象事業者は、市長の要求があった場合は、電気柵の使用状況等に関し、市長に報告しなければならない。

(財産の管理)

第14条 補助対象事業者は、補助事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月26日から実施する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業者	<p>次に掲げる要件を全て満たす農業者とする。</p> <p>① 直近1年分の法人税確定申告若しくは令和5年分の確定申告又は令和5年分の市民税・県民税申告が済んでいること。</p> <p>② 過去3年度において市税（市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。</p> <p>③ この要綱の規定により、いまだ補助金の交付を受けていないこと。</p>
補助金の交付対象となる電気柵	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>① 未使用品であること。</p> <p>② 鳥獣による農作物の被害防止に効果が認められるものであること。</p>

別表2（第6条関係）

農業者を確認することができる書類

法人	<p>① 直近1年分の法人確定申告書第1表の控えの写し</p> <p>② 直近1年分の法人事業概要説明書の控えの写し</p>
個人	<p>青色申告を行った者</p> <p>① 令和5年分所得税確定申告書第1表の控えの写し</p> <p>② 令和5年分所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えの写し</p>
	<p>白色申告を行った者</p> <p>① 令和5年分所得税確定申告書第1表の控えの写し</p> <p>② 令和5年分収支内訳書（農業所得用）の控えの写し</p>
	<p>市民税・県民税申告を行った者</p> <p>① 令和6年度（令和5年分）市民税・県民税申告書の写し</p> <p>② 令和5年分収支内訳書（農業所得用）の控えの写し</p>

※ 収受日付が押印されていること又はe-Taxによる申告の場合は、受付日付が印字されていること（受付日時が印字されていない場合は、受信通知を添付すること。）。

別表3（第6条関係）

農地を確認することができる書類

<p>補助対象事業者 が農地所有者</p>	<p>農地所有者であることを確認することができる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 令和6年4月1日以降に取得した登記事項証明書（謄本）の写し ▪ 令和6年度固定資産税課税明細書の写し ▪ 令和6年4月1日以降に取得した農地台帳記載証明書（経営農地等の筆別表付）の写し ▪ その他市長が農地所有者であることを確認できると認める書類
<p>補助対象事業者 が農地所有者以 外の者</p>	<p>上記の書類に加え、補助対象事業者が農業生産を行う権限を有する農地であることを確認することができる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 貸借契約書の写し ▪ 令和6年4月1日以降に取得した農地台帳記載証明書（経営農地等の筆別表付）の写し ▪ その他市長が農業生産を行う権限を有する農地であることを確認できると認める書類

（あて先）八戸市長

（申請者）郵便番号 _____

住所又は所在地

八戸市 _____

氏名又は名称及び代表者名

電話番号 _____

補助金交付申請書

八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金の交付を受けたいので、八戸市補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 設置場所	八戸市
2 設置面積、延長及び段数	m ² m 段
3 被害対策対象鳥獣	
4 被害対策対象作物	
5 補助対象経費（税抜き） 電気柵の購入に要する費用	金 円 （税抜き）
6 交付申請額 補助対象経費の1/2（千円未満切捨） 又は8万円のいずれか低い額 *1	金 円
7 設置予定日及び 補助事業の完了予定日 *2	設置予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日

*1 他の補助金等と当該補助金との合計額が補助対象経費の合計額を超える場合は、超える額を差し引いた額(1,000円未満切捨)

*2 電気柵の設置を完了し補助対象経費の支払を完了する予定の日

【補助金振込先】

振込先金融機関	支店名	種目	店番号	口座番号（右詰めで記入）
銀行・金庫 組合・農協				
口座名義人	フリガナ			

【添付が必要な書類】

- 農業者を確認することができる書類
- 農地を確認することができる書類
- 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第2号様式）
- 収支予算書（別記第3号様式）
- 補助対象経費が分かる見積書等の写し
- 設置する電気柵の形状、構造等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
- 電気柵を設置する農地の位置図
- 世帯全員の住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類

年 月 日

同 意 書

（あて先）八戸市長

（申請者）郵便番号 _____

住所又は所在地

八戸市 _____

氏名又は名称及び代表者名

電話番号

八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金の交付申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

- ・ 市民税
- ・ 法人市民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予算額	備 考
収入合計		

2 支出の部

（単位：円）

科 目	予算額	備 考
支出合計		

八農第 号
年 月 日

様

八戸市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件等

- （1）令和7年2月28日までに電気柵を設置し、補助事業を完了する（補助対象経費の支払を完了する。）こと。
- （2）補助事業を完了した日から起算して1か月を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- （3）市が行う電気柵の使用状況等に関する調査に協力すること。
- （4）当事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運用を図ること。

八農第 号
年 月 日

様

八戸市長 印

補 助 金 交 付 不 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金については、八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第7条第2項に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

○ 補助金を交付することが適当でないとする理由

年 月 日

（あて先）八戸市長

（申請者）郵便番号 _____

住所又は所在地

八戸市 _____

氏名又は名称及び代表者名

電話番号

変 更 等 承 認 申 請 書

年 月 日付け八農第 号で交付決定を受けた八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金について、下記のとおり補助金交付申請に係る内容の変更等をしたので承認願います。

記

1 変更等の内容

- 補助金交付申請に係る内容の変更
- 変更内容

補助事業の中止

2 理由

別記第7号様式（第9条関係）

八農第 号
年 月 日

様

八戸市長 印

変 更 承 認 書

年 月 日付けで変更承認申請のあった八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金について、下記のとおり承認します。

記

○変更内容

年 月 日

（あて先） 八 戸 市 長

（申請者） 郵便番号 _____

住所又は所在地

八 戸 市 _____

氏名又は名称及び代表者名

電話番号

実 績 報 告 書

年 月 日付け八農第 号で補助金の交付決定を受けた八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業を完了したので、八戸市補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 設置場所	八戸市
2 設置面積及び延長	m ² m 段
3 被害対策対象鳥獣	
4 被害対策対象作物	
5 補助対象経費（税抜き） 電気柵の購入に要した費用	金 円 （税抜き）
6 交付申請額 補助対象経費の1/2（千円未満切捨） 又は8万円のいずれか低い額 *1	金 円
7 補助事業完了日 *2	年 月 日

*1 他の補助金等と当該補助金との合計額が補助対象経費の合計額を超える場合は、超える額を差し引いた額(1,000円未満切捨)

*2 電気柵の設置を完了し補助対象経費の支払を完了した日

【添付が必要な書類】

- 収支決算書（別記第9号様式）
- 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- 電気柵の保証書又は納品書の写し
- 適正に設置したことを証する写真
- その他市長が必要と認める書類

収支決算書

1 収入の部

(単位:円)

科 目	決算額	備 考
収入合計		

2 支出の部

(単位:円)

科 目	決算額	備 考
支出合計		

八農第 号
年 月 日

様

八戸市長

印

補 助 金 確 定 通 知 書

年 月 日付けで実績報告のあった八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

○ 確定金額 金 _____ 円

年 月 日

（あて先）八戸市長

（申請者）郵便番号 _____

住所又は所在地

八戸市 _____

氏名又は名称及び代表者名

_____ 印

電話番号 _____

補 助 金 請 求 書

年 月 日付け八農第 号で確定通知を受けた八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金について、下記のとおり請求します。

記

○ 請求金額 金 _____ 円

○八戸市補助金等の交付に関する規則

昭和61年1月7日規則第1号

八戸市補助金等の交付に関する規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 交付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に市長が定める書類を添えて提出しなければならない。

(交付の決定等)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の補助金等の交付を決定するに当たって必要があると認めるときは、条件を付けるものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の規定による補助金等の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件に不服があるときは、市長の定める期日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業等の変更等の承認)

第7条 補助事業者等は、次に掲げる場合にあっては、あらかじめその旨を記載した書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更しようとする場合
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとする場合
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで補助事業等を遂行することができない場合

3 第5条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容並びにこれに付けた条件その他法令等に基づく市長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者等は、市長の要求があった場合においては、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の指示)

第11条 市長は、補助事業者等からの報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書に市長が定める書類を添えて報告しなければならない。補助事業等が、その完了すべき日の属する市の会計年度において完了しなかった場合も同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者等が、補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等又はこれに基づく市長の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(加算金)

第17条 補助事業者等は、第15条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金)

第18条 補助事業者等は、補助金等の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次の各号に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(特例)

第20条 市長は、補助事業等の性質上この規則に定める補助金等の交付手続によることが困難と認めるときは、別に交付手続を定めることができる。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日前に交付され、又は交付の決定をされている補助金等に関しては、適用しない。